

一八四八年革命期ドイツにおける

職人の相互扶助組織問題

川 越 修

- I 初期工業化期の職人と相互扶助組織問題
- II 革命期の手工業者・労働者会議における議論
- III 労働者友愛会と相互扶助組織問題
- IV 転換点としての一八四八年

I 初期工業化期の職人と相互扶助組織問題

序論において設定された共通課題にそって、本稿は初期工業化期に形成された職人労働者層が一八四八年革命期を中心に繰り広げた相互扶助組織をめぐる運動・議論を検討課題としてとりあげる。

ここで初期工業化期というのは、狭義の産業革命過程（生産過程への機械の導入、エネルギーの転換、工業生産力および工業人口の急激な上昇など）に先行し、さらにその過程の始動期と重なりあう時期、すなわちドイツにお

いては一八世紀末から一九世紀前半にかけての時期をさす。この時期のドイツでは、社会的移動(地域的・職業的)の顕在化、血縁関係に限定されない生産・消費共同体としての家(「全き家」)の解体に象徴されるように、伝統社会の枠組みの動揺が誰の目にも明らかになりながら、それにかわる新たな経済的、社会的枠組みがどのようなものとなるかはいまだ定かでないなか、さまざま試行錯誤が繰り返り広げられていた。

伝統社会のなかであって、都市の経済と社会関係の要をなしていた手工業もこの時期、伝統的に理念化されてきた均質性を喪失し、営業税の支払い状況や経営規模を尺度にとると、おおむね次の三類型に分解しつつあった。すなわち、①伝統的な手工業経営の均質性を保持している部門(製パンを中心とした食品加工部門が代表的)、②営業成績の良い少数の大規模経営と大多数をしめる貧しい極小規模経営への両極化が定着している部門(仕立、製靴、指物といったいわゆる基礎手工業部門、また建築部門では早くから大規模経営への移行がみられる)、③こうした両極化の傾向がみられるはするものの、その変化の行方がいまだ明確ではない部門(錠前のような工業化にともない新たに発展するチャンスをもっている部門の他、製本、製陶などを含む)の三類型である。

他方、こうした手工業経営自体の構造変化に対応して、職人のなかにも基礎手工業部門を中心に、従来の手工業職人とは社会的存在形態を異にする階層が生みだされてくる。この階層を我々は職人労働者と呼ぶこととするが、その特徴は次の五点にまとめられる。①親方への上昇の道を事実上断たれていること、②親方の「家」を離れ通い職人となり、結婚、定住も稀ではなくなっていること、③親方の仕事場のみならず、必要に応じて「工場」でも働いていること、④仕事が単一の作業工程の反復になりつつあること、⑤以上の特徴にもかかわらず、職人としての地位に固執していること、がそれである。

これら社会的に根なし草状態におかれた職人労働者たちは、一九世紀前半をつうじ、兄弟団、職人金庫といった伝統的相互扶助組織や、新たに設立されつつあった種々の教育協会^②を手がかりに、編成替えされつつあった社会のなかで自らの占めるべき位置を模索して様々な運動を展開した。一八四八年はその運動のピークをなす。

本稿が検討課題とする一八四八年革命期における職人の相互扶助組織との取組みをめぐる問題（以下ではそのなかでも、職人にとって最も切実な問題であった疾病金庫^③的をしばる）は、こうした意味において、初期工業化期の社会危機をへて形成されてゆくドイツ近代社会の特質を探る格好の素材となるであろう。

ところで以下で疾病金庫問題（誰が病気の職人の生活を支えるかをめぐる問題）に焦点を絞ったのは、M・フリーやアナル学派の仕事^④を引合にだすまでもなく、病気、医療、健康をめぐる諸問題が近代社会史を解説するうえで重要な鍵を握っているからにはかならない。西ドイツの社会史研究において、この領域での研究がなおざりにされていることに警告を発したD・ブラジウスは、病気と近代社会形成の相互連関を歴史的に検討するために、次の三つの課題を設定している。^⑤

- ①人々の健康状態から都市化の過程を新たに書き直すこと、
- ②国家の病気への反応の仕方を通じて、近代的干渉国家への移行の面期を明確化すること、
- ③工業的労働世界と健康傷害の関連を把握すること、である。

職人の相互扶助組織をめぐる問題は、この三点の絡みあいを検討する格好の手がかりをなしているにもかかわらず、従来の研究では社会政策前史として取り扱われてきたにとどまる。U・フレヴェルト^⑥の近著はこの点を批判し、ビスマルクの社会保険立法を一八世紀末以来の「健康と病気の政治化」過程（健康管理および医療の制度化の多様な側面を包括）の帰結としてとらえ、近代国家による統合・合意形成メカニズムの創出過程を、医と健康をめぐる

問題に即して明らかにしようとした注目すべき研究である。その中で彼女は、一八世紀末から一九世紀前半にかけての疾病金庫問題についても、上述の我々の問題意識とも触れあうかたちで分析している⁽⁶⁾ので、革命期の議論・運動を検討するに先立って、彼女にしたがって論点を簡単に整理しておこう。

フレヴェルトは一七七〇年代から一八八〇年代にいたる健康と病気の政治化過程を、三つの時期に区分する⁽⁷⁾。すなわち、重要な財政基盤たる臣民の保全、増大に関心をよせる国家、啓蒙思想の影響をうけ、生活の合理的コントロールにむけ努力し始めた市民層、自らの社会的地位の向上を求め、医療の専門職業化の推進をはかる医師の三者の動きに触発され、病気が政治問題化しはじめる時期（一八世紀末から一九世紀初頭）、大衆的貧困問題が顕在化するなか、下層民の貧困と密接なつながりをもつ病気の問題が、従来の救貧対策の枠をこえた社会問題となり、国家がより安価で、社会的統合作用の強い貧困予防策を模索しはじめる時期（一八三〇・四〇年代）、従来の公的扶助にかわり、国家が監督する相互扶助組織のプランが実行に移される時期（一九世紀後半）、の三期である。

このうち一八四八年革命に先立つ時期に職人の疾病金庫問題が占めた位置を、ここではとりあえずプロイセンの法規定を手がかりに確認しておこう。まず第一の時期には、「一般国法」⁽⁸⁾の規定がある。同法は職人独自の特権的団体の結成や集会を禁じつつ（II. Teil, 8. Titel, §396-397）、他方で「病気の職人の扶養」についての規定（Ebd., §353-354）では、本人に資力のない場合、まず第一に「職人金庫 Gesehellenlade」がこの任にあたるべく定めている。そしてこれが不可能な場合にはじめて同職組合金庫、ついで当該地の救貧金庫、市の金庫の順で扶養にあたることとされている。こうした規定を生み出す前提となったのは、同§三一七（契約上特に取り決めのない場合には、病気になる徒弟の扶養を親方に要求しえないむねの規定）が明らかにしている、親方の「全き家」⁽⁹⁾の解体という事

実である。すなわちここにみられるプロイセン政府の姿勢は、一方で親方のコントロールを離れた職人運動の監視を強めるとともに、他方で親方の「家」による社会保障的機能の喪失の代償として、この時代まだ十分に機能する可能性を有していた職人金庫の活動を容認し、困窮した職人を扶助する最終的なつけは自活体の救貧制度にまわそうとするものであった。

こうした方針は、第二の時期にはいるや二つの問題に直面し変更をせまられる。まず第一に、爆発的に増加し、身分制的な枠組みから切り離され社会的に流動化しはじめた労働貧民層の貧困が顕在化し、自治体による救貧行政がこれに対応しきれなくなったこと、⁽¹⁰⁾そして第二に、一九世紀初頭に一定の発展をみた、伝統的な職人金庫を基礎にした職人の相互扶助組織が、既婚者や工場労働にたずさわる職人の出現をまえに、機能不全の様相を呈しはじめたことがそれである。

一八四五年のプロイセン「営業令」⁽¹²⁾の規定は、まさにこうした事態への対応を示したものといえる。すなわち同令は、ストライキや「工場労働者、職人、助手 *Gehilfen* ないし徒弟」の団結を禁止 (§ 一八二、一八三) しつつ、「職人および助手」にたいし、「相互扶助のために存在している特別な結合と金庫の保持」および政府の許可に基づく「新設」を認め (§ 一四四)、さらに「当該地の規約 *Orts-Statut*」によりそこで働く「職人、助手」に相互扶助組織への参加を強制しうるむね規定 (§ 一六九) し、政府の直接的介入を避けながらも、職人の相互扶助組織をより積極的に活用する姿勢を示しているのである。さらに注目すべき点は、これらの規定のなかで、イヌング構成員以外のもので働くものを相互扶助組織から排除することを禁止し、さらに「工場労働者」にもその設立を認めている (§ 一四五) 点である。

一八四八年革命期の職人たちによる相互扶助組織、とりわけ疾病金庫をめぐる運動・議論は、こうしたプロイセン国家の対応を一つの前提としつつ、伝統的な相互扶助組織の組替えの方向を模索するなかで、国家による扶助と自助という二つの極の間を揺れ動くこととなる。

- (1) この時期の手工業の構造変化と職人労働者の形成をめぐる以下の叙述について詳しくは、拙稿「ドイツ三前期の『職人労働者』『経済学論叢』(同志社大学)第二九巻第五・六号、一九八一年、を参照いただきたい。
- (2) 最も包括的な研究として、Karl Birker, *Die deutsche Arbeiterbildungsbewegung 1840-1870*, Berlin-West 1973, を参照。
- (3) シッシェル・フーコー(神谷訳)『臨床医学の誕生』みすめ書房、一九六九年。『フナール論文選』医と病』新評論、一九八四年。
- (4) Dirk Blasius, *Geschichte und Krankheit. Sozialgeschichtliche Perspektiven der Medizingeschichte*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, Bd. 2, 1976, S. 402. この論文以後、西ドイツで以下で紹介するフンヴェルトの著作の他、次のような研究が発表された。Hartmut Kaeble, *Industrialisierung und soziale Ungleichheit. Europa im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1983 (Kapitel 6: Soziale Ungleichheit vor Krankheit und Tod). 同業の問題を兼、二帝政期以後のドイツについて論じた Reinhard Spree, *Soziale Ungleichheit vor Krankheit und Tod*, Göttingen 1981. フロヤンとオムニバ一八世紀末以後の医師の専門職業化の問題を論じた Claudia Huerkamp, *Der Aufstieg der Ärzte im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1985.
- (5) Ute Frevert, *Krankheit als politisches Problem 1770-1830*, Göttingen 1984.
- (6) *Ebd.*, Kapitel 3-1 (S. 151ff.), Kapitel 4-1 (S. 245ff.), を参照。
- (7) *Ebd.*, S. 333ff., を参照。
- (8) *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794*, mit einer Einführung von H. Hattenhauer, Textausgabe, Frankfurt am Main und Berlin 1970.
- (9) この特質を家族史の視点から分析したのが、Heidi Rosenbaum, *Formen der Familie. Untersuchungen zum Zusammenhang von Familienverhältnissen, Sozialstruktur und sozialem Wandel in der deutschen Gesellschaft des*

19. *Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1982, S. 121ff. を参照。

(10) この時期の救貧行政の実態をヘルリンの事例に即して検討したものととして、拙稿「三月前期ベルリンの救貧制度と『プロレタリアート』『経済学論叢』(同志社大学)第二十九巻第一・二号、一九八〇年」を参照。

(11) Friedrich Kleis, *Die Geschichte der sozialen Versicherung in Deutschland*, Nachdruck der 1928 in Berlin erschienenen Ausgabe, Berlin/Bonn 1981, S. 38ff., を参照。

(12) Allgemeine Gewerbe=Ordnung vom 17. Januar 1845, in: *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten* (以下 GSJF ヲ略記), Jg. 1845, S. 41ff.

II 革命期の手工業者・労働者会議における議論

一八四八年の初夏から初秋にかけては、多くの手工業者、職人、労働者が積極的に参加した「三月」革命、四月から五月にかけて展開された、職人労働者を中心としたストライキ運動、ベルリン、フランクフルトの国民議会選挙にかわり、手工業者、職人、労働者によって開かれた、地域、領邦国家の枠を越えた一連の全国的な会議が、革命のリズムを規定する大きな要因となった。六月二日から六日にかけてハンブルクで開かれた北ドイツ手工業者・営業層代表者大会(以下ハンブルク大会と略記)、フランクフルト・アム・マインにおけるドイツ手工業者・営業層者会議(七月一四日から八月一八日、以下フランクフルト親方会議)、同じく全ドイツ職人・労働者会議(七月二〇日から九月二〇日、以下フランクフルト職人会議)、そして八月二三日から九月三日まで開催されたベルリン労働者会議がそれである。

以下、手工業者の困窮や職人の疾病金庫問題、より一般的には大衆貧困という社会問題をいかにして解決するかという論点的をしぼり、これらの会議における議論のあとをたどってみよう。

まず、親方層を中心としたハンブルク大会のこの問題をめぐる基本認識は、『議事録』⁽³⁾によれば次のようなものであった。すなわち彼らは、「以前は自らの状況を自ら律していたドイツの手工業者・営業者層は近年、種々の国家官僚の監督により、立法への参加から締めだされたが、正にこの点に、善意にあふれた政府によって制定されながら、誤った理論的主張にたち、素朴な市民の実際的理解を考慮に入れていない立法が、法律を定めた官僚の期待と全く異なる帰結を生みだしてきた唯一の理由があるとの考え」(S. [104]) から出発する。

ここで念頭に置かれている法律とは、むしろ、営業の自由導入に関するものであり、大会はその『決議』(S. [11])の第一項において、営業の自由に対する「断固たる反対」の意志を表明するとともに、これに続く第二項では、「我々は我々の問題を自ら律し、したがって社会問題の解決にも自ら当たるだけの資格と能力を備えている」と述べ、伝統的な自助のうちに問題解決の糸口を求める姿勢を打ち出しているのである。

これに続き、フランクフルトで同時に二つの会議が開かれたのは、職人会議側の説明によれば、親方層中心のハンブルク大会にたいする批判から当初「雇主と雇人」の平等な参加をうたい召集された会議が、現実には「雇主」中心に運営されることとなり、これに反発した職人層が独自の会議を開催したことによる。このうちフランクフルト親方会議は、同会議が決議した『全ドイツ手工業者・営業条令草案』⁽⁵⁾において、ハンブルク大会と同様、営業の自由反対の姿勢を打ち出すが、その主張はより具体性を帯びたものとなっている。

『草案』はまず序文(S. [180-181])において、営業の自由と営業保護をめぐる官僚と「専門家」の対立にふれ、現在の「苦境」の原因を、「消費は生産の必然的な帰結である」とみなす前者の「不合理性」のうちに求め、さらに一七八九年八月のフランスにおける営業の自由の宣言がフランスを現在「破滅の淵」に追いやっているとして、

営業の自由にたいする「抗議」の意志を表明している。そのさい「フランスの社会状況」として問題とされたのは、「一部の豊かな店舗所有者 *Masznier* および工場主とならんで生みだされたプロレタリアート」の存在であった。『全ドイツ手工業者・営業条令草案』は、そうしたフランス的状况の再現を防ぐべく、「全ドイツに一樣にイヌングを設立すること」が「営業令の不可欠の条件」であるとす (Tit. I, S. [181])。しかも、「もし国家が、手工業者および営業者層が、その真の本質からして、国家全体の結合の強力で、重要かつ不可欠の構成員であることを認めるならば」、イヌングは自治権をもち、国家の最高議決機関において、「他の影響から自由に」これらの「身分」を代表しうる機関とされねばならない。そして、こうした機関としてのイヌングの課題は、「国権の最高機関にたいして、自らの知識と経験からえられた手工業者および営業者層の振興策を提示し、それによって、警察と理論家がこれまで果たしえなかった、大部分の社会問題の実際上の解決に道を開くこと」にあると規定されている (Tit. II, S. [182])。

こうした基本認識にたつフランクフルト親方会議の職人金庫にたいする対応は、『草案』第二九条 (S. [186]) で以下のように規定されている。すなわち、「すべてのイヌング所在地 (訳注: イヌングは原則として親方一二人以上で結成) には一般的な職人、疾病金庫、と個別の職人、遍歴金庫、が設立されねばならない。親方は (職人の) 分担金を賃金から天引きし、それを正しく金庫に収める責任を負う。職人遍歴金庫にたいし親方は相応の負担を負う」とされている。

さらにこれを『草案』に付された『ドイツの手工業者および営業身分の振興手段』と題する文書 (S. [192] f.) の、労働能力がありながら失業したものを公共事業で雇用することや、病氣、けがで労働不能となった「無産の市民」

の「扶助」を国家の義務とするという主張とつきあわせるならば、フランクフルト親方会議の考える社会問題解決策は、親方の監督する自助的相互扶助組織を軸に、これに国家による扶助を組合わせたものとみることができよう。他方、この親方会議と対抗して開かれたフランクフルト職人会議の課題は、親方会議の提出した営業令『草案』を審議し、それにかわる代案をだすことと、「全ドイツ労働者同盟」の結成を呼びかけることにあった。同会議の『決議』に収められた同盟結成にむけての『檄』(S. [212-214])には、この会議の基本的立場が明確に述べられている。

まず彼らにとって同盟結成は、「国民のうち、資本の独裁的支配と種々の専制的法律の圧力のもとでもっとも苦しんできた労働諸身分」による、「現今の革命」の「最大の成果」たる「自由な団結の権利」の行使を意味していた。この同盟の目的は「労働諸身分の社会状態の改善」にほかならず、そのための手段について彼らは次の点で一致しているという。すなわち、「営業の自由の支持者も共産主義者も誤謬におちいって」おり、「時宜にかなった、以前のものとは全く異なった、すべての市民の同権に基づき、すなわち連合制的 (föderal) なイヌング体制」のうちこそ問題解決の道を求めるべきだという点である。

こうした主張の背後にある営業の自由のもたらした弊害についての認識は、先の親方会議のそれと基本的には一致する。すなわち親方会議の『草案』にたいするフランクフルト職人会議の『覚書』の前文によれば、「少なからず重要な長所」(産業経営の安定、財産の平等な配分、貧困の原因たる過剰人口の制限)をもっていた「ツンフト」を廃棄した結果もたらされたのは、フランスの例が示しているごとく、「帰結の有害性において武断政治にまさる産業戦争」であり、「中産層 Mittelstand」は「この産業上の無政府状態の犠牲」となるとされているのである。

このかぎりにおいて、フランクフルト職人会議は「雇主と声を一つに」して「営業の自由にたいして抗議」する必要性を説くが、ヴァインケルブレヒの影響をもうけた彼らの抱くイヌング像、さらには国家像は、親方会議のそれを突き抜けたものとなっている。まず職人会議の求める「連合制的な」イヌング制度は、「一つの新たな、あらゆる職業を包括し、個々人にその能力に応じた営業領域を保証する」ものである。すなわち、親方会議の『草案』の第二条（「ある場所で同一の手工業ないし技術的営業 *technisches Gewerbe* を自立して営むものは、イヌングを結成しなければならぬ」）へのコメントによれば、イヌングとは親方会議の規定をこえて、「商業、農業およびあらゆる営業の全部門」にまで及ぶものとされている。（以上の点については、『覚書』S. [221] 参照）

こうした包括的イヌング制度の要求に応じて、それを導入すべき国家の果たす役割りへの期待も大きなものとなる。同じく『決議』にふくまれる『プログラム』(S. [216-217])の第一項から第四項は、この期待を、「社会議会」の設立、「あらゆる特権を排除した全ドイツ共通の社会法」の制定、「社会省」の設立を求めるかたちで示しているのである。さらにフランクフルト親方会議と職人会議の主張の相違点は、病気の職人の面倒を誰がみるかという具体的問題に即し、各々の考える社会問題解決策の相違をみることにより、より明確になる。

すなわち、前に紹介した親方会議の『草案』第二十九条へのコメント (S. [225]) において職人会議は、親方会議のこの職人金庫をめぐる条項と病気で労働不能となった者を国家が扶養すべきだとする要求の矛盾を指摘し、国家による扶助を前面にだすことにより、親方層に監督権のある相互扶助組織による問題解決を拒否しているのである。こうしたフランクフルト職人会議の立場は、これまでの二つの会議の立場と対比するならば、国家による扶助に問題解決の道を求めたものとして理解できよう。

現下の社会問題、すなわち大衆貧困状況の解決の手段として、自助的な方策をとるか国家による救済に重点を置くかという点に即してみると、フランクフルト職人会議によりその「共産主義的」傾向を批判されたベルリン労働者会議の立場も、そのフランクフルト職人会議の立場と一致する。

例えば、後にこの会議の召集を呼びかけることになるベルリン労働者中央委員会が編集した機関紙『人民』の発刊準備号には、病気の労働者にたいする扶助問題に関して、同委員会の立場が明瞭に述べられている。問題となるのは、「職人条例」をめぐる「立法者」としてのベルリン市参事会の「後見人」的態度を批判したくだりであるが、そこでは、「疾病金庫の管理に関する条項」についても参事会は「無駄な努力」を重ねてきたとしたのち、次のように述べられている。すなわち、「病気および労働不能になった労働者を保護し、青少年の教育の面倒をみるのは国家の義務であり、我々は憲法制定議会にこの点の承認を求めることになるであろう」というのである。

ただし同じ国家という言葉でも、フランクフルト職人会議関係の文書資料から浮かび上がってくる国家像が、不鮮明ながらも、「中間身分」としての手工業者（親方、職人）を核に、「身分的市民社会」とでも表現すべき構想をもとに組み立てられたものであったのにたいし、ベルリン労働者会議はより積極的に「社会国家」の構想を打ちだしている。ではその「社会国家」とは何か。『人民』紙の第七号（六月一七日）から第二二号（七月二二日）にかけ計一〇回掲載された「労働者中央委員会の提案」と題する文書や、八月に予定された「労働者議会」への参加を呼びかけた文書を総合すると、それは「ドイツの社会的人民憲章」制定を訴えた後者にまとめられた次の諸項目を果たしうる国家ということになる。すなわち、①労働の保証、②手工業および工業協同組合（Association）の支援、③困窮者や怪我による労働不能者の扶助、④労働時間の監督と制限、⑤強度の累進課税の導入、相続権の制限、消

費税撤廃、封建的賦課の廃棄、⑥国民学校の無償化、⑦裁判権の無償行使、⑧各邦ごとの労働省設置、の八項目がそれである。

この「呼びかけ」を受け開催されたベルリン労働者会議の『決議』は、「所有」に基礎を置く国家に労働者を「労働の所有者」として認知させるには、まず「労働者自らが自らを生き生きとした共同体 *Gemeinschaften* として」組織することが必要だとの基本認識にたち (S. [238f.])、労働者の側がとるべき方針を示したものである。その主要部分は、「労働者の組織綱領」(地方—地区—中央の各委員会組織についてのもの)、「労働者の自助」(労働紹介、賃金規制、生産および消費協同組合について)と「国家の扶助」についての決議からなるが、このなかには、最後の項目をふくめ、我々の関心対象たる疾病金庫についての言及はみられない。

さらに『人民』紙の各号を通読しても、具体的に職人の相互扶助組織にふれているのは、労働者中央委員会側がだした「職人条例草案」(*Das Volk*, Nr. 11, 27. Juni 1848) にすぎない。しかもそこでの規定も「国家が無産者にたいする無償の病氣扶助および労働不能者の世話を引き受けないあいだは、職人団体の各構成員は、この目的のために分担金を支払う」というものであって、ベルリン労働者会議が、労働者の「協同体」への組織化とともに国民議会によって創出さるべき「社会国家」による扶助に、問題の解決を委ねようとしたことは明らかである。

以上みてきたように、六月から九月にかけての一連の会議において、手工業者、職人、労働者たちは、社会問題の解決をめぐり、自助と国家による扶助の両極の間を揺れ動いたのであるが、一八四八年の秋以降、革命の波がひいていくなかで、実際に大衆的と呼びうる運動を展開しえたのは、ベルリン労働者会議において成立した労働者友愛会のみであった。しかもその運動を最後まで支えたのは、当初の運動方針では無視されていた疾病金庫を中心と

する職人の相互扶助組織であり、友愛会のライプツィヒ中央委員会自身も、当初の国家による扶助に主眼をおく立場から、自助を重視する立場へと転換してゆく。そこで章を改めて、友愛会のこうした方針転換の軌跡を追ってみることにしよう。⁽¹⁾

(1) 拙稿「一八四八年革命期ヘルリンにおけるストライキ運動」『経済学論叢』(同志社大学)第三一巻第一・二号、一九八二年、を参照。

(2) これら一連の大会・会議の議事録や決議文などの資料は、最近公刊された次の資料集に収められている。*Deutsche Handwerker- und Arbeiterkongresse 1848-1852. Protokolle und Materialien*, hrsg. von Dieter Dove und Toni Offermann, Einleitung von Toni Offermann, Berlin/Bonn 1983 (以下「Protokolle」を略記)。

(3) *Verhandlungen der ersten Abgeordneten-Versammlung des norddeutschen Handwerker- und Gewerbe-Standes zu Hamburg, den 2.-6. Juni 1848*, Hamburg 1848, in: *Protokolle*, S. [3-4]。以下「本分中」を略す。S. []の形は「ハムブルグ」の形である。また「本分中」の形は「本分中」の形である。

(4) *Beschlüsse des allgemeinen deutschen Arbeiterkongresses zu Frankfurt am Main. Gefaßt in den Monaten Juli, August und September 1848*, Darmstadt 1848, in: *Protokolle*, S. [210-217], hier bes. S. [211]。

(5) *Entwurf einer allgemeinen Handwerker- und Gewerbe-Ordnung für Deutschland. Berathen und beschlossen von dem deutschen Handwerker- und Gewerbe-Congreß zu Frankfurt am Main in den Monaten Juli und August 1848. Mit einem Anhang: Mittel zur Hebung des deutschen Handwerker- und Gewerbebestandes und einer Beilage*, Hamburg 1848, in: *Protokolle*, S. [178-197]。

(6) 註(4)参照。

(7) *Denkschrift über den Entwurf einer allgemeinen deutschen Gewerbe-Ordnung des Handwerker- und Gewerbe-Congresses. Verfaßt von dem allgemeinen deutschen Arbeiter-Congreß zu Frankfurt am Main in den Monaten August und September 1848*, Darmstadt 1848, in: *Protokolle*, S. [218-233]。

(8) *Das Volk. Organ des Central-Komitees für Arbeiter. Eine sozialpolitische Zeitschrift*, hrsg. von Stephan Born,

Berlin 1848, Nachdruck: Glashütten im Taunus 1973, Extrablatt, 25. 5. 1848.

(9) Aufforderung an die arbeitenden Klassen Deutschlands zur Besichtigung eines in Berlin vom 20. bis zum 26. August abzuhaltenden Arbeiter=Parlamentes, in: *Das Volk*, Nr. 11, 27. 6. 1848.

(10) *Beschlüsse des Arbeiter-Kongresses zu Berlin. Vom 23. August bis 3. September 1848*, Berlin 1848, in: *Protokolle*, S. [237-249].

(11) 労働者友愛会運動がシュイン初期労働運動のなかでどの位置を占めるかという問題が、Frolinde Balseer, *Sozial-Demokratie 1848/49-1868. Die erste deutsche Arbeiterorganisation „Allgemeine deutsche Arbeiterverbänderung“ nach der Revolution*, 2 Bde., 2. Auflage, Stuttgart 1965, 以後、東西両シュインの研究者の本格的評価や種々論じらるべきであった。最近の種々の資料集の刊行により、改めて検討しなされる時期がむかえてくると思われる。この点に留意しつつ、既述の *Protokolle, Das Volk* のほか、*Die Verbänderung. Correspondenzblatt aller deutschen Arbeiter*, herausgegeben vom Centralcomité für die deutschen Arbeiter. Redigiert von Stefan Born, Franz Schwenniger, Karl Gangloff, Leipzig 1848-1850, Nachdruck: Leipzig 1975, 及び *Die Allgemeine Arbeiterverbänderung 1848-1850. Dokumente des Zentralkomitees für die deutschen Arbeiter in Leipzig*, bearbeitet und eingeleitet von Horst Schlechte, Weimar 1979, をあげよう。ただし、以下の論述では、研究史をよまされた労働者友愛会運動全体の再評価までは踏み込まず、これらの資料から本稿の主題について読み取りえたことの意味を検討することにしよう。

III 労働者友愛会と相互扶助組織問題

ベルリン労働者会議の決定に基づき結成された労働者友愛会は、同会議の決定をいわば暫定的綱領として、活動をはじめた。その後、各地で労働者会議や、労働者協会会議を積み重ね、労働者友愛会の基本綱領が正式に制定されたのは、一八五〇年二月二〇日から二六日にかけてライプツィヒで開かれた全ドイツ労働者友愛会総会においてであった。

この『ドイツ労働者友愛会基本綱領』¹⁾は、おおきくはⅠ「組織綱領」、Ⅱ「遍歴扶助および労働紹介協会綱領」と、Ⅲ「保健協会 Gesundheitspflegeverein 綱領」ないし「疾病扶助会および死亡金庫(埋葬費積立金庫) 綱領」の三部からなり、付帯文書をあわせ、計五〇ページにおよぶ詳細なものであるが、第一部の冒頭で労働者友愛会の目的を次のように規定する。すなわち、「あらゆる職種の労働者のあいだに、互恵と友愛に支えられ、個々人の権利と意志を全体へとつなぎ、労働を享受と結びつけるべき、強固な結合をつくりあげる」(S.3)ことがそれである。

「組織綱領」で注目すべき点としては、それがベルリン労働者会議決議から国家による扶助を規定した部分を削除したかたちになっている点(したがって自助活動である協同組合についての規定はここに含まれている)とならび、組織活動の基礎となる「地方協会」の課題が詳細かつ具体的に規定(§一七—§二九)されている点をあげうる。同「綱領」の第十五条によれば「地方協会(イヌング)は、「種々の同職組合(Gesetz)およびあらゆる職種の労働者共同組織」により結成され、「地方委員会」に代表者を送る労働者友愛会組織(地方委員会—地区委員会—中央委員会)の末端組織として付置付けられるが、同一八条はその課題について以下のように規定している。すなわち、「少なくとも週一回」は集会を開くこととされた「地方協会」の課題は、「全体とならび当該職種の労働者に不足しているものや彼らの窮状を調べ、その是正に努めること、当該の同職組合の状況や、労働、経済状態について協議、調整すること、労働紹介ならびに病氣、死亡、労働不能、休業に備えた自由加入の金庫の設立などを通じて、互恵と友愛という原則を労働者のあいだに広めること、講義、図書館、模範作業所および同様の制度により、労働者のあいだに知識と教育をひろめ、これらによって第一条で定められた友愛会の目的を実現すること」(S. 51.)に置かれていたのである。

この課題設定のなかで、ベルリン労働者会議の決議では触れられていなかった疾病金庫などの相互扶助組織が重要な位置をしめるに至った経緯、あるいは『基本綱領』の第三部の冒頭にある、「労働者の健康は、その労働能力の主要条件であり、往々にしてその唯一の、そしてそこまでいかなない場合でも最も重要な生活資産である」(G. 19)という基本認識をうちだすに至った事情はどのようなものだったのであろうか。最近の研究²⁾を含め、その点については、革命の波が引いたあとの政治情勢の悪化にその主因をもとめるのが一般的である。むしろこうした外的要因の重要性を否定はしえないが、以下では、労働者友愛会の三つのレベルの活動(各地の協会活動、地区委員会レベルの会議、中央委員会機関紙『友愛』の論調)に即して、こうした転換の経緯を内側から検討してみることにしよう。

まず各地の活動について、一八五〇年の『ライプツィヒ総会議事録抜粋』³⁾に収録されている、地方協会の活動報告を手がかりにみてみよう。この資料では、計二四の協会等が一八四八年のベルリン労働者会議以後の活動について報告しているが、それらには共通した一つの流れが存在する。すなわち、その流れを最も典型的に示しているブレーメンの労働者協会の報告(S. 9)によれば、四八年九月に設立された同協会は、当初、「純粋に政治的」な姿勢を掲げ、一月にはすでに千名のメンバーを擁していた。しかし間もなくこの傾向を離れ、「外的な状況」もあって、メンバーは七三名に激減、その後、ベルリン労働者会議で提起された協同組合の成果はあげられぬまま活動方針を転換し、「教育」(授業、図書館)や「相互扶助」(遍歴、疾病金庫)を重視することにより、メンバー数も漸増(二五〇名へ)しはじめたとされているのである。

ここにみられる政治的活動から教育、相互扶助活動への重点の移動は、各地の協会活動に多かれ少かれ共通して

いる（二四報告中一二の協会が疾病金庫に言及）が、これらの地方協会が集って開かれた「地区」レベルの会議ではこの点をめぐりどのような議論がされたのであろうか。

ドーヴェとオッフアーマンによって編集された一八四八年の手工業者会議、労働者会議についての資料集 (*Protokolle*)²、第二部 (S. [297-390]) に一連の地域会議の記録を収めているが、それらを一読すると、一つの興味深い事実が浮かび上がってくる。すなわち、一八四九年の半ばを境に地域会議の議論の重点が、ベルリン労働者会議の決議の実行（とりわけ協同組合の組織化）から相互扶助組織問題へと移動しているのである。

いくつかの例をあげよう。まず、北ドイツの労働者ないし労働者協会の会議は、同資料集によれば、一八四九年二月（ハンブルク）、同年一〇月（ハノーファー）、一八五〇年五月（ブレーメン）の三回開かれているが、ハンブルク会議の提示する綱領 (S. [299]) が協同組合の規定に重点をおいているのにたいし、ハノーファー会議が審議した綱領案の第一条は、「授業、相互の啓発および扶助により、すべての労働者の関心を助長すること」(S. [307]) をうたっている。また、ブレーメン会議の開会の挨拶においても、ハノーファー会議によって提起された課題として、「専ら、北ドイツの様々の協会による相互扶助と教育を調整すること」(S. [315]) が確認されており、上記の傾向を裏付けている。

さらにこれを補うものとして、一八四八年一二月にライプツィヒで開かれたザクセン労働者協会会議における議論の重点も、協同組合問題におかれている (S. [323ff.] 参照) こと、またバイエルン労働者の第一回会議（一八四九年四月、ニュルンベルク）の決議が労働者作業所の設立を要求しながら、相互扶助組織について具体的には何も言及してゐない (S. [332f.]) のに対し、第二回会議（一八四九年十一月、アウグスブルク）の決議 (S. [334f.])

の第一、二項が遍歴、疾病金庫設立をもとめるものであることも、あげておこう。ただし、ヴェルテンベルク労働者協会⁽⁵⁾は、一八四九年三月の総会で、「協会の将来を確たるものにするため」の決議として遍歴扶助の問題を取り上げる(S. [339])など、早くから相互扶助組織問題と具体的に組み組んでいる。

一八四九年の半ばを境にした方針転換という事実は、同年五月の帝国憲法闘争との関連、とりわけS・ボルンの亡命との関連を想起させるが、こうした転換は相互扶助組織をめぐる具体的な運動が先行していないかぎり、現実的な意味はもたない。そこで次にこの点を検討すべく、労働者友愛会の機関紙『友愛』における、相互扶助組織問題関係の記事を追ってみることにしよう。その際具体的には、ハンブルクの労働者教育協会がハノーファー会議⁽⁶⁾あてに送付した一八四九年一〇月二六日付の書簡(S. [311])の、「しばらく前にドイツ労働者友愛会の機関紙において遍歴および相互扶助組織金庫の設立が求められた」との一文が伝えている事実関係を確認してみたい。

『友愛』は一八四八年一〇月三日の創刊号⁽⁷⁾いらい、第二一号(二月二日)にかけて、計九回にわたって、「社会問題」と題するボルンの一連の論説⁽⁸⁾を掲載している。このなかで本稿における我々の関心に最もかかわりがあるのは、第五論文(「救済策」⁽⁹⁾)と第六論文(「協同組合の価値」⁽¹⁰⁾)であるが、ここでのボルンの主張の力点は、題名が示しているように、協同組合の理念を分かりやすく説くことに置かれている。すなわち、「協同組合へ、互いに結びあった諸力の友愛へと向かう現在の趨勢の現実化」(No. 8, S. 29)を求める彼は、これらの論説を通じ改めて、協同組合が信用創出、生産、交換を「協同」で行うことにより、現状の問題点である「投機」と「競争」を廃棄し、労働者を資本家への隷属から解放することを目指すものであることを説明する。彼によれば、「協同社会 assoziirte Gesellschaft」の究極の目標は「すべての人が社会のなかで自らの占めるべき位置を得、その能力が全体の利益と

なる形で用いられること」(No. 12, S. 46)に他ならなかった。

こうしたホルンの主張は、ベルリン労働者会議の決議にそったものであるが、その後一八四九年前半の『友愛』のページを追ってゆくと、四月末から七月始めにかけ、相互扶助組織問題をめぐり、従来とは異なる論議が出てくるに気づく。

まず第六〇号(27. 4. 1849)には、「疾病金庫の連合について」と題する報告が掲載されている。これは、一八四八年のはじめにベルリン機械工協会において発案され、「時を経て、すなわち一八四九年の初頭に再び取り上げられた、疾病、死亡金庫を設立しようとの考え」に基づき、各地の異なった状況に置かれた金庫を連合させる意味と可能性を論じたものである。次いで同年五月二五日の第六八号に掲載された、労働者友愛会中央委員会がシュヴェニガー名で発した「ドイツの全労働者へ」の呼びかけ(五月二三日付け)は、ウルムの「ヴェルテンベルク中央労働者協会」が起草した「全国遍歴扶助金庫綱領案」を転載し、各地の労働者協会に、きたるべき総会に備え、この問題について審議を求めたものであり、先に引用したハンブルク労働者教育協会の書簡の一文は、この文書を念頭に置いた可能性が強い。

とはいえ、この時期の『友愛』にはホルンの協同組合論に近い議論も掲載されている。たとえば、「協同組合とイヌング」と題する論説(No. 70, 1. 6. 1849, No. 72, 8. 6. 1849)は、資本家が商取引や鉄道敷設にさいし「会社組織 Compagnieverbindung」の利点を活用している以上、労働者も競争により賃金を切り下げたりせずに、「協同して、共通の利害に立ち、協同の責任で購買し、働き、販売するために、団結しなければならぬ」(S. 289)と主張している。しかしこれにたいし、七月三日の同紙第七九号の、上の論説を多分に意識していると思われる「組織

と協同組合」という題の論説は、協同組合に先立ち、まず「組織」の確立を図るべきだと主張する。すなわちここでは、「組織」が確立されたといえるには、メンバーに路銀が支払われること、一般的（地域、職種をこえた）疾病金庫と、労働不能になったメンバーのための金庫が設立されることが必要であり、それをまっぴり初めて、協同組合へと進むべきだとされているのである。

労働者友愛会組織の各レベルにおける、一八四九年半ばを一つの転機とするこつした運動方針の転換（相互扶助組織問題の重視）をふまえ、すでに紹介した一八五〇年の『基本綱領』が生みだされてくるのであるが、一八四八年の早い時期から相互扶助組織問題と取り組んできた、印刷工やタバコ労働者の同職組合的運動の経験も、直接的影響についてここでは論証しえないものの、この転換のなかになんらかの形で生かされていると思われる。

その意味でここでとりあえず、両者の一八四八年に決定された綱領における、相互扶助組織についての規定だけでも紹介しておかねばなるまい。まず印刷工については、一八四八年六月一日から一四日にかけてマインツで開かれた「第一回全国印刷工大会」において決定された『基本綱領』をみておこう。第一条において「同盟」の目的は「物質的かつ精神的幸福の促進と維持」にあるとするこの綱領は、§四〇―§四五において、同盟決議を守り職を失い、その土地を離れざるをえなくなった者への「扶助基金」、つまりストライキ基金について規定したのち、§四六―§五二において金庫制度にふれている。その規定は、遍歴、疾病、死亡、労働不能に備えた金庫から寡婦金庫、協会目的のための金庫にまで及んでおり、実際どこまで機能していたかは別として、規定上はきわめて整ったものとなっている。他方、タバコ労働者は、一八四八年九月二九日付けの『協同組合綱領』において、「同盟した労働者の倫理的かつ物質的幸福を最適の方法、つまり相互扶助組織により、あるいはむしろ連合した力でもって

達成し、促進する」(§1) という目的を果たす手段として、第二条において教育、雇用者との交渉権とならび、「病気などいられない災禍」に際しての扶助を掲げている。

以上、本章では一八四八年の相互扶助組織問題についてその活動実態にふれねま、主として理念的に検討を加えてきたが、その枠内においても、一八四九年以降の労働者友愛会の相互扶助組織問題との取り組みが、政治情勢の変化に対応した中央レベルでの方針転換の単なる結果ではなく、それに先行する各地の労働者、同職組合の活動の上にたつものであることは、明らかとなろう。すでに述べた労働者友愛会の一八五〇年の『基本綱領』の第三部⁽¹⁾が、「保健協会綱領」と「疾病扶助および死亡金庫綱領」という二つのプランを同時に掲示している理由も、この点から理解可能となる。すなわちその序文では、これらの相互扶助組織が労働者友愛会の組織的發展のうえで「可能かつ最も重要な」問題として位置付けられ、組織化にさいして明確にされるべき原則(自由と自治、さらには自由加入および権利と義務の平等化)が強調される一方、実際活動のうえで各地の状況に応じた多様な組織の必要性がうたわれているのである。

ところで、こうして成立した綱領上の規定、さらには一八四八年革命期の相互扶助組織をめぐる運動・議論がドイツ近代社会形成史のうえでもった意味を考えるには、革命後の各地の運動の実態とともに、相互扶助組織問題をめぐる、政府の政策的対応について検討する必要がある。そこで章を改め、プロイセン政府の立法措置と、ベルリンにおける保健協会運動を例に、この点につき簡単に考察を加え、稿を閉じることにしよう。

(1) *Grundstatuten der deutschen Arbeiter-Verbindungen. Berathen auf der Generalsammlung deutscher Arbeiter vom 20.-26. Februar 1850 zu Leipzig, Leipzig 1850, in: Protokolle, S. [271-295].*

- (2) 原「Toni Offermann, Zwischen Korporation und Assoziation. Die Entstehung regionaler und nationaler Arbeiterorganisationen in Deutschland auf Handwerker-, Gesellen und Arbeiterkongressen 1848-1850, in: *Protokolle*, S. XXV; H. Schlechte (Hrsg.), a. a. O., S. 84.
- (3) Auszug aus den Protokollen der Generalversammlung deutscher Arbeiter am 20. Februar [1850] zu Leipzig [Polizeidruck nach dem lithographierten Original], in: *Protokolle*, S. [255-270].
- (4) 本「の『労働者神会』」の「Hermann von Berg, Entstehung und Tätigkeit der Norddeutschen Arbeiter-verbänderung nach der Niederschlagung der Revolution von 1848/1849, Bonn 1981, 参考」。
- (5) ヴェルテンブルクにおける労働者友愛会運動について F. Balsar, a. a. O., Bd. 1, S. 337ff., 参考」。
- (6) ホルンのごの論説をめぐっては、末川 清「一八四八年秋の『労働者友愛会』の立場——『社会問題』と民主主義の関連」『立命館文学』三八六—三九〇合併号、一九七七年一〇月、を参照」。
- (7) *Die Verbrüderung*, No. 8, 27, 10, 1848; No. 10, 3, 11, 1848.
- (8) *Ebd.*, No. 11, 7, 11, 1848; No. 12, 10, 11, 1848.
- (9) Das Grundstatut der Deutschen National Buchdrucker = Vereinigung, in: *Protokolle*, S. [425—427].
- (10) Statut der Association der Cigarren-Arbeiter in Deutschland, vom 29. September 1848, in: *Protokolle*, [351—353].
- (11) *Protokolle*, S. [280—290].

IV 転換点としての 一八四八年

革命期にドイツ各地の職人たちが自らの生活を確保すべく、彼らが集団として記憶していた伝統的組織を手がかりに繰りひろげた相互扶助組織問題に対するプロイセン政府の対応は、一八四九年二月九日の「改正営業令」(一八四五年の「営業令」を改正したもの)のうちに明確に示されている。

一八四八年革命後のプロイセン議会における「労働者問題」との取組みを分析したH・フォルクマンは、⁽²⁾通常は

イヌング体制の強化とから一八四八年の手工業者運動の成果という観点から取り上げられるこの「改正営業令」の意義を、むしろそこにみられる「社会政策的な規定」のうちに読み取っている。すなわち彼によれば、同令のイヌングをめぐる規定には手工業者への「心理的效果」をねらった「気休めの治療」以上の意味はなく、より重要なのは、そこに「契約の自由の法的制限による労働者保護」と「さしあたり仲間組合的 *genossenschaftlich* な相互扶助金庫の形をとる社会保障」という、一九世紀後半のドイツにおける社会立法の基本方向が示されている点である。

この二つの方向のうち前者は、労働条件を定める「営業評議会」への被雇用者の参加を認める規定（§四九）や、トラック・システム禁止を主眼とする賃金支払い手段についての規定（§五〇―五五、七五）のうちにみられるが、本稿の主題に直接かわる第二の方向を具体的に明らかにしているのは、以下に示す第五節（相互扶助金庫および類似の制度）の第五七条の規定である。「当該地域の規約により当該地で同一または同種の営業を自立して営むものすべてにたいし、以下の義務を負わせうる。すなわち、①職を求め、あるいは病氣やその他の理由で助けを必要としている職人ないし助手の就業、扶助、または②徒弟、職人ないし助手の継続的教育を目的とする諸制度を促進するために、政府の認可をえて自治体当局が定めた条件のもとに結集し、自己資金で拠出金を支払う義務である。……」

こうした規定に続き、雇用者側の拠出金の上限を被雇用者の拠出金総額の二分の一と定め、さらに雇用者にたいし、次回の賃金支払い時に清算することを条件に職人、助手への拠出金の前貸しを義務付けうるとした同条および、一八四五年の「営業令」にみられる相互扶助組織への参加義務規定（§一六九）を、「工場所有者、工場労働者」に括

大適用するとの第五八条の規定は、基本的には一八四五年の「営業令」の方針を受け継ぎつつ、雇用に彼の下で働く者の生存を保証する義務があることを明示的に示した点で、新しさをもっている（Volkmann, S. 46）。とはいえ議会で審議などをみるかぎり、これらの規定は現実的な政策効果を狙ったというよりは、一八五〇年代の社会政策全体がそうであったように、一八四八年革命期に如実に示された下層民衆の台頭への「恐怖」(Volkmann, S. 93)が生みだしたものであることは否めない。その意味において我々は、「恐怖」の実体の一つをなしたであろう、革命後も根強く展開された疾病金庫、保健協会運動の活動について簡単にでも、確かめておく必要がある。

この点で最もいい例は、政府の膝もとベルリンで展開された労働者友愛会の保健協会運動である。同協会は、一八四六年に市参事会の肝いりで設立された同職組合疾病金庫（一八四八年末には四三組合一万人弱の会員を擁していた）にたいする「政治的対抗組織」として、一八四九年四月、労働者友愛会ベルリン地区委員会の下に結成された。各職人金庫にあてた協会設立の趣意書は、新たに協会をつくる意味について次のように述べている。すなわち、「身分、地位の違いのいかんにかかわらず、すべての人間にとって等しく貴重で手放しえない財産である健康は、それがただ一つの主だった財産であるものにとっては二重に大きな意味をもっている。健康なくしては自らの労働力をそれにふさわしく売り払うことができないにもかかわらず、この社会には、自らの体力を直接に用いて生存を確保せざるをえない労働者ほど、職業活動において自らの健康をありとあらゆる危険にさらしているものはいない。この点を考慮に入れなかったこれまでの諸制度は、労働者の健康を守り、病気の際には治療の手助けとなると称しているが、きわめて不十分なものにすぎず、真の目的とも、現実に必要とされているものともかけ離れてしまっている」のである。

いささか引用が長くなったが、ベルリン保健協会は、この一文に明確に示されている自らの健康を自ら守るといふ姿勢を柱に、一八四九年五月一日、三二七名の会員を受入れ、活動を開始した。後の地区委員会活動報告によれば、同年九月時点の会員は五一〇名⁶⁾、そしてその大部分は、組合単位で参加した仕立工(一二五三名)、製靴工(一〇七七名)、絹織工(一一一五名)といった、職人労働者層でしめられていた。同協会はその後、一八五〇年六月に労働者友愛会が禁止されたのともない、一時活動を停止するものの、九月には再建、同年一二月には機械工疾病金庫の加入をえて九四二二名の会員を擁し、翌五年の第四・四半期にも約一万人の会員を維持するなど、政治情勢の悪化にもかかわらず、一八五三年四月に「国家叛逆罪」のかどで解散を命ぜられるまで、一貫して粘り強い運動を展開した。

こうした運動を背景に、プロイセン政府は一八五四年四月三日の「営業扶助金庫法」により、相互扶助組織問題を従来の営業政策の枠から切り離し、独立した社会政策的立法として取り扱う方向に踏切った。その結果、全文五条の同法は、一八四五年の「営業令」、一八四九年の「改正営業令」から引き継いだ金庫への参加義務規定(§一、二)に加え、最終的な強制権限を政府機関に留保し(§三)、金庫に法人格を認める(§四)とともに、金庫の監督および監督費用の半額までの負担を各自治体に命じうるとの規定(§五)を含む、全体として相互扶助組織問題への国家の関与を前面に押出したものとなっているのである。

政府に、ここにもみられる自助と国家強制の結合による新たな社会保障制度の形成という方向をとらせた要因としては、フォルクマンも指摘することく(Volkman, S. 99)、解体された革命期の職人、労働者結社にかわる、国家がコントロールしうる組織を作る必要性および、経済的、社会的構造変動にともない、古い救貧制度にかわる新た

な社会保障制度を作る必要性をあげることができる。このうち本稿とのかかわりで我々が特に注目したのは、前者の要因である。すなわち、病気の職人、あるいは労働者を誰が救済するかという具体的問題にたいするプロイセン政府の一八五四年の解答は、国家が協同組合運動を軸に下から「社会国家」への道を追及しようとしたボルンを中心とする労働者友愛会の運動、動揺し変化する社会のなかで自己の生存をぎりぎりのところで維持しようとした職人たちの疾病金庫、保健協会運動の展開を受けとめ、これを取込むことにより、結果としていわば上からの「社会国家」化への道を踏出す第一歩となったのである。ただし、「営業扶助金庫法」にみられるように、自治体行政がこうした自助と国家扶助の組合わせが実際に機能するうえで不可欠の構成要素として位置付けられている点は、上からの「社会国家」への道が決して平坦なものではないことを示すものとして留意しておかねばならない。

とはいえ、ドイツにおいても、上からの統合と下からの合意形成の運動を編成原理とする一つの社会システムとしての近代国家は、伝統社会の解体の進行と工業化社会への胎動がもたらす諸問題の重層的なからみあいから派生した社会的動揺、そのなかで不安定化した生活を立て直すべく既存の社会関係や組織を手がかりに展開された様々な抵抗（相互扶助組織問題はその好例）という二つのモメントのせめぎあいのなかから、その固有の姿を現わす。このせめぎあいが最も先鋭化した一八四八年は、こうした意味においてドイツ社会の近代化にとって、その方向を指し示す大きな転換点となるのである。

(1) Verordnung, betreffend die Errichtung von Gewerberathen und verschiedene Abänderungen der allgemeinen Gewerbeordnung, vom 9. Januar 1849, in: *GSJFP*, Jg. 1849, S. 93-110.

(2) Heinrich Volkman, *Die Arbeiterfrage im preussischen Abgeordnetenhaus 1848-1869*, Berlin-West 1968, 一八四九年の「改正営業令」について *ebd.*, S. 39-46, 参照。

- (3) 以下、保健協会運動についての叙述は、特に断りのない限り、U. Frevert, *a. a. O.*, S. 306-314, に依る。なおこの問題についてはさらに詳しくは、稿を改め、一八四八年革命期ヘルリンにおける「医と健康」をめぐる諸問題（ヴァルヒョウを中心とした医事改革運動「コレラの流行」）とからめ、検討する予定である。
- (4) U. Frevert, *a. a. O.*, S. 310f., から引用。
- (5) Bericht über die Wirksamkeit des Berliner Bezirks der deutschen Arbeiter-Verbrüderung, II, Bericht des Gesundheitspflege-Vereins, in: *Die Verbrüderung*, No. 20, 8. 3. 1850.
- (6) オットー・オト・ブッシュ, *Industrialisierung und Gewerbe im Raum Berlin/Brandenburg 1800-1850*, S. 188-200, の統計表から算出する。一八四九年のヘルリンには、全産業部門をあわせ約七万人の「非自営就業者」がいた。
- (7) H. Schlechte (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 120, Anm. 3.
- (8) Gesetz, betreffend die gewerblichen Unterkassensassen, vom 3. April 1854, in: *GSJFP*, Jg. 1854, S. 138-139.